

特別養護老人ホーム栗原ホーム 短期入所 利用料金

(令和元年7月1日現在)

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

があります。

(1) 介護保険の給付となるサービス

<サービス利用料金(1日あたり)>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。

(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

		併設型介護予防短期 入所生活介護費(Ⅱ)		併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)				
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金		4,610円	5,728円	6,161円	6,878円	7,617円	8,334円	9,030円
介護保険 負担割合 1割	2. うち、介護保険から給付される金額	4,149円	5,155円	5,544円	6,190円	6,855円	7,500円	8,127円
	3. サービス利用に係る自己負担額(1.-2.)	461円	573円	617円	688円	762円	834円	903円
介護保険 負担割合 2割	2. うち、介護保険から給付される金額	3,688円	4,582円	4,928円	5,502円	6,093円	6,667円	7,224円
	3. サービス利用に係る自己負担額(1.-2.)	922円	1,146円	1,233円	1,376円	1,524円	1,667円	1,806円
介護保険 負担割合 3割	2. うち、介護保険から給付される金額	3,227円	4,009円	4,312円	4,814円	5,331円	5,833円	6,321円
	3. サービス利用に係る自己負担額(1.-2.)	1,383円	1,719円	1,849円	2,064円	2,286円	2,501円	2,709円

		送迎加算 (片道につき)	サービス提供 体制加算ⅠⅡ	夜勤職員 配置加算Ⅰ	療養食加算 対象者のみ 1食につき
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金		1,941円	126円	137円	84円
負担割合 1割	2. うち、介護保険から給付される金額	1,746円	113円	123円	75円
	3. サービス利用に係る自己負担額(1.-2.)	195円	13円	14円	9円
負担割合 2割	2. うち、介護保険から給付される金額	1,552円	100円	109円	67円
	3. サービス利用に係る自己負担額(1.-2.)	389円	26円	28円	17円
負担割合 3割	2. うち、介護保険から給付される金額	1,358円	88円	95円	58円
	3. サービス利用に係る自己負担額(1.-2.)	583円	38円	42円	26円

※小数点以下の端数処理の関係で、利用日数等によって若干の誤差が生じます。

※介護職員処遇改善加算Ⅰは、所定の総単位数に83/1000を乗じた単位数で算定

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る食費は別途いただきます。(下記(2)①参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食費

ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。

ご契約者の所得の段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
日 額	300 円	390 円	650 円	1,600 円

②滞在費

ご利用中の光熱水費にあたる費用です。

ご契約者の所得の段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
日 額	0 円	370 円	370 円	840 円

① 理髪・美容

月に2回、(第2・第4金曜日)理容師の出張による理髪サービス(調髪)をご利用いただけます。

※顔剃りは別途料金 実費

利用料金:1回あたり 実費

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第8条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第9条)

●利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、指定短期入所生活介護サービス・指定介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加する事ができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業所に申し出て下さい。

●利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 50% (自己負担相当額)

- サービスの変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。